

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	山形県立点字図書館	指定管理者	社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会
所在地	山形市十日町1-6-6	県担当課	健康福祉部障がい福祉課
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	(電話番号)	(023-630-3303)
検証期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら、協定書・仕様書等に沿い、利用者拡大の取組みやボランティアの募集・養成を行った。また、全国の点字図書館等と連携を図り、利用者のニーズに沿った図書の貸出しや製作を行うなど、概ね当初の計画通り管理・運營業務を履行できた。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国規模のボランティア研修会への派遣や、著名講師の招聘が不可能となった。	評価 B	《評価の理由》 協定書に基づき概ね適正に履行されている。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	①施設設備の老朽化が進んでいる。 ②令和3年2月12日に発生した地震により、玄関ホール天井部分の劣化が顕在化し、令和3年度に修繕を行う予定である。 ③当館所有の点字プリンターが旧式・低速であるため、赤十字奉仕団所有の高速点字プリンターを借りて印刷している状況にある。	《課題等の原因分析》 設備や機器の更新については、優先順位を考慮し計画的に進める必要がある。	
課題、問題点への今後の対応	設備や機器の修繕、更新については、必要性や優先順位等を十分見極めながら検討を進め、必要な予算の確保に努める。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	①視覚障がい以外の方から利用対象拡大の要望があり、R3.4.1から、読書が困難なすべての方へ開かれた施設となった。 ②利用者アンケートで要望があった、スマホ講習会や、広報誌の職員の欄の拡大(文字と音声)を実施した。 ③視覚障がいのコロナ禍での買物や、スマホ契約時の困り事等を関係企業窓口に伝え、各企業から視覚障がい者への支援が得られることとなった。 ①、②、③は図書館だよりで周知した。	評価 B	《評価の理由》 利用者のニーズに丁寧に答え、よりよいサービスの提供に努めている。
意見・要望等への今後の対応	指定管理者として利用者の意見や要望等を把握の上、サービスの向上に努めて欲しい。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	①新型コロナウイルス感染予防を行いながら、視覚障がい者の情報交換会や移動点字図書館等を開催し、当館の周知に努めた。特に映画館で開催したスマホを使用したバリアフリー上映会は好評で、新聞等に掲載されるなど、PRに一定の効果上げた。 ②本県ゆかりの作品をオンライン図書館にアップするとともに、全国の点字図書館等と連携し利用者のニーズに応えるなど、読書範囲の拡大に努めた。 ③スマホの使い方・生活を便利にするアプリの紹介・日常生活用具の紹介等、個別の要望や相談等に迅速かつ丁寧に対応しサービスの充実に努めた。 ④「図書館だより」を年6回発行し、コロナ禍での生活情報や、新刊図書・最新機器等の紹介を掲載し、速やかな情報の提供に努めた。 ⑤オンライン活用により、点訳・音訳ボランティア養成事業を実施し、ボランティアを養成した。 ⑥点字図書館運営懇談会を開催し、多方面からご意見を頂戴し、サービスに反映した。	評価 B	《評価の理由》 利用者のニーズに応えるため、各種情報提供サービスの充実に努めている。 また、関係機関と連携した交流会の開催、移動点字図書館の実施、「図書館だより」の発行等を行い、普及・広報活動を積極的に行っている。
② 経費の節減	節電・節水、文具類の徹底利用などに努めた。	評価 B	《評価の理由》 コスト意識を持ち、光熱水費の節減に加え事務費の節減にも積極的に取り組んでいる。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	個別の相談に丁寧に対応するとともに、県内4ヶ所地域生活支援事業を開催するなど、視覚障がい者の社会参加や生活向上を支援した。	評価 B	《評価の理由》 視覚障がい者のための情報提供施設として、その社会参加促進に積極的に取り組んでいる。
総合的な評価	管理運営及び財務管理については、協定書に基づき概ね適正に行われている。 利用者のニーズに応じたサービスの提供、視覚障がい者の理解促進等の事業等に積極的に取り組んでいる。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
 B : 概ね適正に実施されている。
 C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
 D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。